

## 第4回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和4年6月14日（火） 午後1時30分  
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室  
 3. 閉会の年月日 令和4年6月14日（火） 午後2時14分

4. 出席委員（15人）の番号及び氏名

1番 鈴木照子	<del>2番 成田春光</del>	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	<del>7番 太田豪</del>	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 長内悟	11番 秋庭礼子	12番 瓜田良一
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 瀬戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

5. 欠席委員（2人）

- 2番 成田春光  
 7番 太田豪

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
 第2 参与及び書記の任命  
 第3 議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
 議案第9号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
 議案第10号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第6号 使用貸借合意解約書の受理について  
 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
 報告第8号 令和3年度事務報告について  
 報告第9号 令和4年度予算について  
 報告第10号 農業委員会の適正な事務実施について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 下山敏	総括主幹 貴田尚人
主任主査 佐藤春奈	主事 蒔苗一輝	

8. 会議の概要

開会 午後1時30分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。これより、第4回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、5番田村昭弘委員、6番菊池俊輔委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、佐藤主任主査、蒔苗主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りします。

本総会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【なしの声あり】

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。  
それでは議案の審議に入りますが、議案第8号から議案第10号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。  
まず最初に、議案第8号の審議に入ります。  
議案第8号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いいたします。  
5番、田村昭弘委員。

田村委員 はい、5番田村です。それでは、報告をいたします。  
去る6月10日、秋庭礼子委員、事務局と現地調査を行いました。  
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件です。  
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。  
以上です。

議長 それでは、議案第8号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第8号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。  
本案件は4件です。No.1からNo.4について、説明いたします。  
令和4年5月17日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が1件、農地の交換が2件です。  
農地法第3条第2項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上です。

議長 ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第9号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第9号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議長 なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族、若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。）に基づき、本議案No.1が対象である一戸辰美委員は、本案件終了まで退席をお願いします。

【一戸委員退席】

議長 事務局から説明のありました議案第9号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
ただちに、表決に入ります。  
議案第9号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成総員】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。  
本案件が終了しましたので、一戸辰美委員を復帰させます。

【一戸委員着席】

議 長 それでは、議案第9号のNo.2及びNo.3について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。  
次に、議案第10号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第10号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
契約期間及び賃借料については記載のとおりです。  
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。  
それでは、表決に入ります。議案第8号および議案第9号の2から議案第10号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。  
次に、報告第5号について事務局より説明願います。

事務局 報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。  
No.1からNo.4について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。  
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に報告第6号について事務局より説明願います。

事務局

報告第6号使用貸借合意解約書の受理について。

このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。

No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議長

ないので、質問を打ち切ります。

次に報告第7号について事務局より説明願います。

事務局

報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。

農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。

No.1からNo.3については、相続により所有権を取得したものです。

以上です。

議長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議長

ないので、質問を打ち切ります。

次に報告第8号について事務局より説明願います。

事務局

報告第8号令和3年度事務報告について。

こちらの方を簡単に説明させていただきます。農地法4条の転用関係でございますけれども、これが3年度は6件、4,377㎡となっております。次に、農地法3条、買受適格証明、農地適正あつせん事業関係、農地利用集積計画関係、農地中間管理事業による賃貸借関係、これら全部合わせまして258件、1,501,231㎡となっております。

次にですね、解約の件ですけれども、3年度は28件、145,129㎡となっております。

以上です。

議長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議長

ないので、質問を打ち切ります。

次に報告第9号について事務局より説明願います。

事務局

報告第9号令和4年度予算について。

こちらの方、もっと早く説明しなければいけなかったのですが、6月になってしまいました。内容につきましては、これも簡単に説明させていただきます。

歳入につきましては、前年度と比較しまして、7千円ほど減額になっております。

歳出、農業委員会費ですが、こちらの方は1万8千円ほど前年度と比べて多くなっております。次に農業者年金受託事業費、こちらの方は前年度と変わりありません。次に農地売買等事業費として、前年度と比較して3千円ほど多くなっております。次に農地中間管理事業費として、前年度と比較して16万4千円ほど多くなっております。次に機構集積協力金等交付事業費として、こちらの方が35万円ほど少なくなっております。

以上です。

議長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。  
次に報告第10号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第10号農業委員会の適正な事務実施について。  
平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知第3及び第4に基づく農業委員会活動の令和3年度点検・評価及び、令和4年度最適化活動の目標について承認を求める。  
こちらの方、細かくなっておりますので。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、前年、前の年と同じような様式になっております。枚数が多いので、4枚ほど飛んでいただくと、令和4年度最適化計画の目標の設定等というところがあります。こちらの方が新しい様式になっておりまして、これからですね、今年度から農業委員の皆様には、活動日誌というものをつけていただいて、その活動を記録していくような感じということで、枚数的には簡単になっておりますけども、ちょっと負担になりますが、よそしくお願いいたします。  
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。  
暫時休憩します。(午後1時46分)

【暫時休憩】

議 長 再開します。(午後2時13分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第4回鶴田町農業委員会総会を閉会します。どうもご苦勞様でした。(午後2時14分)